

中小企業倒産防止共済一時貸付金のご案内

(圧着はがきにて発送)

重 要

年 月 日

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

本通知到着前に、既に一時貸付金の償還手続
あるいは一時貸付金の借換手続をとられている方
は、行き違いですのでご容赦いただきますようお願い
いたしますとともに本書は破棄してください。

中小企業倒産防止共済一時貸付金のご案内

貴社（殿）がご利用になっております右記一時貸付金の償
還につきまして、ご通知いたしてまいりましたが、いまだに
償還手続がなされていない状況となっております。

つきましては、「償還手続」または「借換手続」をとられる
場合には、右記担当課まで早急にご連絡ください。

(ご注意)

○償還期日を経過しますと、償還完了までの間、貸付元金に
対し年14.6%の割合の違約金をお支払いいただくこととな
ります。

○償還期日から起算して5ヶ月を経過してもなお償還手続
をとられない場合は、法令に基づき、既に納付した掛金を貸
付額及び違約金に充当いたします。

一時貸付金状況

共済契約者番号

貸付日	年 月 日
償還日	年 月 日
貸付額	¥
違約金	償還日の翌日から償還までの 期間につき年14.6%割合

(担当課)

共済事業グループ 倒産防止共済貸付課 一時貸付係

電話 03-5470-1580

FAX 03-5401-1833

〒

様

()

(ZD37)